

生駒市病院事業推進委員会「医療連携専門部会」設置要綱

平成25年4月1日

(設置目的)

第1条 市民・患者主役の視点に立った生駒市の地域医療連携体制の整備及びその体制においての生駒市立病院の役割の明確化等のため、生駒市病院事業推進委員会規則第4条に基づき医療連携専門部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、市民・患者主役の視点に立った生駒市の地域医療連携体制の整備及びその中で生駒市立病院の役割を明らかにするため、次の事項を検討し、その結果を生駒市病院事業推進委員会に報告する。

- (1) 生駒市における医療連携の実態及び課題等
- (2) 生駒市の医療連携における生駒市立病院の役割並びに位置づけ
- (3) 医療連携に関するその他事項

(構成)

第3条 部会は、生駒市病院事業推進委員会委員で次に掲げる者のうちから委員長が指名する4名以内の部会員をもって構成する。

- (1) 学識経験者 1名
- (2) 生駒市医師会代表者 1名
- (3) 指定管理者代表 1名
- (4) 市民を代表する者 1名

(部会員の任期)

第4条 部会員の任期は、生駒市病院事業推進委員の任期に同じとする。

(部会長)

第5条 部会に部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 3 部会長に事故あるときは、部会長の指定する部会員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会は、部会員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 3 部会長は、必要に応じて部会員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 部会の会議は公開とする。ただし、部会の決議のあったときは、非公開とすることができる。

(会議の傍聴)

第8条 前条の規定により部会の会議を傍聴しようとする者は、会議の当日に会場の受付に申し出るものとする。

- 2 部会長は、部会の運営に支障があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。
- 3 傍聴に際しては、会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしてはならない。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、福祉健康部病院建設課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。

付則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条に定める委員長への報告をもってその効力を失う。